

- 三 外国の政府、政府機関又は地方公共団体が主たる出資者となつてゐる金融機関（前号に掲げるものを除く。）
- 四 農林中央金庫
- 五 株式会社商工組合中央金庫

この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

○文部科学省令第三十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十三条第四項の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十六日

文部科学大臣 萩生田光一

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次	第一章（第十一章）〔略〕
第十三章	インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録（第二十五条）
附則	〔略〕

目次	第一章（第十一章）〔同上〕
第十三章	インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録（第二十五条）
附則	〔同上〕

<p>易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつてゐるものをいう。第二十五条において同じ。）その他これに類するもので作成された電磁的記録で送信可能化されたものに送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する旨を記載すること。</p> <p>第十三章 インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録</p> <p>第二十五条 法第百十三条第四項の文部科学省令で定める電磁的記録は、H T M Lその他の記号及びその体系で作成された電磁的記録で送信可能化されたものであつて、インターネットを利用した閲覧の際に、一の送信元識別符号によつて特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるものをいう。</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>附則 この省令は、令和二年十月一日から施行する。</p> <p>○厚生労働省令第三号 経済産業省令第三号</p> <p>中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び中小企業等経営強化法に規定する情報関連人材育成事業を定める省令を次のように定める。</p> <p>令和二年九月十六日</p> <p>厚生労働大臣 加藤 勝信 経済産業大臣 梶山 弘志</p>	<p>易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつてゐるものをいう。その他これに類するもので作成された電磁的記録で送信可能化されたものに送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する旨を記載すること。</p> <p>〔章を加える。〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>
---	---

- 一 独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年 厚生労働省令第三号）
- 二 中小企業等経営強化法に規定する情報関連人材育成事業を定める省令（平成十七年 厚生労働省令第五号）